（法人化の推進等）

第三十二条　国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）の推進、農業経営の改善を行おうとする法人に対する投資の円滑化その他の措置を講ずるように努めるものとする。

第三十六条中「農地保有合理化法人及び」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「及び農地中間管理機構」を加え、同条を第三十三条とする。

第三十七条中「及び第四項から第六項まで」を「、第三項及び第五項から第七項まで」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第二項」を「第九条第二項」に、「第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条」を「第九条第一項並びに第十一条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条及び第三十条第一項」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十八条中「第十三条の二第五項」を「第十六条第五項」に改め、第六章中同条を第三十五条とする。

附則第八項中「株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）」を「公庫」に改め、「（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）」を削る。

附則に次の三項を加える。

（東日本大震災により被害を受けた者に対する青年等就農資金の貸付け等の特例）

13　青年等就農資金であつて、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第十五項において同じ。）により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが政令で定める日までに貸付けを受けるものについての第十四条の七（第十四条の八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第十四条の七中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

14　前項の青年等就農資金に係る公庫が行う第十四条の六第一項第二号の貸付け及び政府が行う利子補給についての第十四条の八第一項及び第十四条の九第二項の規定の適用については、第十四条の八第一項中「十三年」とあるのは「十六年」と、「六年」とあるのは「九年」と、第十四条の九第二項中「十五年度」とあるのは「十八年度」とする。

15　第十四条の十に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが附則第十三項の政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「五年」とあるのは、「八年」とする。

（農地法の一部改正）

第二条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号ヘ中「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「出資」を「現物出資」に、「同法第八条第一項」を「農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構をいう。以下同じ。）」に改める。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第三条第一項第三号中「第三十七条に規定する特定利用権」を「農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）」に改め、同項第七号の二中「（平成二十五年法律第百一号）」を削り、同項第十三号中「農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）又は同法第十一条の十二に規定する」を削り、「以下「農地利用集積円滑化団体」という。）」を「農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構」に改め、「同法第四条第二項第一号に規定する」を削り、「以下「農地売買等事業」という。）」を「同法第四条第三項第一号ロに掲げる事業をいう。以下同じ。）又は同法第七条第一号に掲げる事業」に改め、同項第十四号中「第四条第二項第二号若しくは第二号の二」を「第七条第二号」に、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同項第十四号の二中「（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第三項」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項」に、「）の実施」を「以下同じ。）の実施」に改め、「（同条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）」を削り、同条第二項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第六号中「農地保有合理化法人又は」を削る。

第三条の三第二項を削る。

第十七条ただし書中「第三十七条に規定する特定利用権」を「農地中間管理権」に改める。

第十八条第一項第二号中「六箇月」を「六月」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第六号とし、同条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　その農地について賃借人が第三十六条第一項の規定による勧告を受けた場合

第三十条の見出し中「及び指導」を削り、同条第一項中「農業委員会は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第三十一条第一項中「前条第三項各号」を「次条第一項各号」に改める。

第三十二条から第三十六条までを次のように改める。

（利用意向調査）

第三十二条　農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、農林水産省令で定めるところにより、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。）に対し、その農地の農業上の利用の意向についての調査（以下「利用意向調査」という。）を行うものとする。

一　現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

二　その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農地（前号に掲げる農地を除く。）

2　前項の場合において、その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係るものであつて、かつ、過失がなくてその農地の所有者等の一部を確知することができないときは、農業委員会は、その農地の所有者等で知れているものの持分が二分の一を超えるときに限り、その農地の所有者等で知れているものに対し、同項の規定による利用意向調査を行うものとする。

3　農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、第一項各号のいずれかに該当する農地がある場合において、過失がなくてその農地の所有者等（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について二分の一を超える持分を有する者。第一号、第五十三条第一項及び第五十五条第二項において同じ。）を確知することができないときは、次に掲げる事項を公示するものとする。この場合において、その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係るものであつて、かつ、その農地の所有者等で知れているものがあるときは、その者にその旨を通知するものとする。

一　その農地の所有者等を確知できない旨

二　その農地の所在、地番、地目及び面積並びにその農地が第一項各号のいずれに該当するかの別

三　その農地の所有者等は、公示の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、農業委員会に申し出るべき旨

四　その他農林水産省令で定める事項